

石見存生之時、慶長六年辛丑年ヨリ今年迄十三年間、佐渡國石見諸國金山へ、年中ニ一度宛上下路次中ノ行儀夥事也、召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人、同道ノ間泊々ノ宿、何も代官所成ケレバ、家々思様ニ作並タリ、其外傳馬人足已下、幾等ト云不知數、每度上下如此、偏如天人、更凡夫ノ非所及、就之諸國下民同町人、その費不可勝計、又其泊々朝夕食事、同其町々ノ者務之、タゞ爲之迷惑スル、

〔慶長年録〕慶長十八年六月、甲州爲仕置、島田清左衛門被遣、大久保石見事ハ、甲州武田之内大藏大夫と申猿樂之子也、略○中 甲州御入國之時、略○中 大久保相州ニ御預後ニ相州同名ニ被仰付、御代官を仕、大久保十兵衛と申、勘定方才覺有之、石見伊豆佐渡等之金山奉行被仰付、國奉行ニ而評定衆之なみに加判仕、無双之おごり者、名譽之儀也、代官所へ參候時ハ、家來之外、美女廿人、猿樂卅人、供ニ召連、上下泊々ニ而、打はやしおどらせ通り申候、

〔閑田次筆〕四 元祿の比か、年季さだかにはしらす、京に中村某なるもの奢侈に過て、官の御咎を蒙り、捉はれて東へ下る時、大津にてやどりたる夜、近き山に鹿の鳴をき、て、寢ながらは是もをこりか鹿のこゑ、過奢者の罪を得て懲たる心ばへあはれなり、また其後浪華の異何がしといふもの、同じく過奢にて召捕れ、東へおもむく道にて、笑ふものわらはれて、みよ花の旅、といふ句をしたり、誠に笑ふもの、此まねは及ぶべからねど、己が非を省みざる志、大におとれりと、ある人併せて評せしは、ことわりに覺えしか、此異何がしは事はて、のち、京にすみて導引をせしが、病人の按腹する間、物蔭にて妾に箏を弾しむ、按腹は心を静めてなすべければといへりとぞ、是はもろごしにて、蘇合樂を吹く間に煉る藥を、蘇合圓といへる故事より、おもひよれるよし、生涯過奢の意止ざりしはしるべし、

〔蜘蛛の糸卷〕十八大通